

地域再生計画の新旧対照表

旧	新
<p>4 . 地域再生計画の目標</p> <p>(略)</p> <p>これらの施設を整備することにより、市民の生涯学習の促進、市民の自主的・自発的なスポーツ活動の振興や高齢者の交流活動等の推進、社会教育関係団体、福祉関係団体の活動と相互交流を促進していく。</p> <p>このことによって、様々な世代の市民の交流と多様な活動が活発となり、市民が健康でふれあい、いきいきと活動できるまちづくりを実現し、地域の活性化をはかる。</p>	<p>4 . 地域再生計画の目標</p> <p>(略)</p> <p>これらの施設を整備することにより、市民の生涯学習の促進、市民の自主的・自発的なスポーツ活動の振興や高齢者の交流活動等の推進、社会教育関係団体、福祉関係団体の活動と相互交流を促進していく。</p> <p><u>また、廃校となった旧明德小学校が立地する地域は、都市整備公団により開発された集合団地（1,560戸）があり、建設から30年以上が経過した現在、住民の高齢化が進行している。</u></p> <p><u>また、同地区は市域の東端部に位置するため、近辺に主だった公共施設がなく、公民の連携・協働による地域福祉を推進し、地域コミュニティを担う高齢者の活動を促進する拠点や交流施設等の整備が必要である。</u></p> <p><u>そこで、旧明德小学校の校舎の一部を活用し、地域住民の活動の場や高齢者の交流施設を整備する。また、移動図書館の利用率が高く、読書活動に対する要望も強いことから、図書室機能を備えた施設を一部整備する。</u></p> <p><u>これらの施設を整備することにより、地域の自主的・自立的な取組みによる地域の活力の再生をめざす。</u></p> <p><u>このように2校の廃校校舎等を有効的に活用することによって、様々な世代の市民の交流と多様な活動が活発となり、市民が健康でふれあい、いきいきと</u></p>

旧	新
<p>(目標)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 . 目標を達成するために行う事業</p> <p>(5 - 1) 全体の概要</p> <p>旧池の里小学校の校舎等を活用し、市の歴史や自然について市民が学習し、次世代に引き継いでいくための埋蔵文化財資料館、自然資料室、また、市民の自主活動・自主学習への支援や団体相互の交流を促進するための社会教育関係団体、福祉関係団体の活動室や地域活動室、「いきいき教室」(高齢者交流施設)等を整備するとともに、地域のスポーツ団体と市が現在、組織化を検討している地域住民のスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)による体育館・グラウンドの活用など市民の生涯学習やスポーツ活動の場、高齢者の交流の場を整備し、「市民がふれあい、いきいきと活動</p>	<p>活動できるまちづくりを実現し、地域の活性化をはかる。</p> <p>(目標)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>「いきいき教室」(高齢者交流施設)</u></p> <p><u>における高齢者の文化的活動、世代交流等の促進(旧池の里小学校、旧明徳小学校)</u></p> <p><u>児童との読書活動等の交流会、高齢者の文化活動、趣味活動、老人クラブ等への参加</u></p> <p><u>年間延べ利用人数 2ヶ所 各 3,000人(平成21年度)</u></p> <p>5 . 目標を達成するために行う事業</p> <p>(5 - 1) 全体の概要</p> <p>旧池の里小学校の校舎等を活用し、市の歴史や自然について市民が学習し、次世代に引き継いでいくための埋蔵文化財資料館、自然資料室、また、市民の自主活動・自主学習への支援や団体相互の交流を促進するための社会教育関係団体、福祉関係団体の活動室や地域活動室、「いきいき教室」(高齢者交流施設)等を整備するとともに、地域のスポーツ団体と市が現在、組織化を検討している地域住民のスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)による体育館・グラウンドの活用など市民の生涯学習やスポーツ活動の場、高齢者の交流の場を<u>整備する。</u></p>

旧	新
<p>できるまちづくり」を推進する。</p> <p>(5 - 2)法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業 該当なし</p>	<p>また、旧明德小学校の校舎の一部については、<u>公民の連携・協働による地域福祉を推進し、地域コミュニティを担う高齢者の活動を促進する拠点や交流施設等の整備が必要であることから、地域活動室、「いきいき教室」(高齢者交流施設)、読書活動ができる図書室機能を備えた施設を整備する。</u></p> <p>これらにより、<u>市民活動の活発化、健康意識の高揚などにより、「市民がふれあい、いきいきと活動できるまちづくり」を推進する。</u></p> <p>(5 - 2)法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業 <u>・補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化 A0801</u></p> <p><u>旧明德小学校の校舎の一部については、地域活動室、「いきいき教室」(高齢者交流施設)、図書室機能を備えた施設を整備する。</u></p> <p><u>(1) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。</u></p> <p><u>廃校校舎等(旧明德小学校)の設置者である寝屋川市において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請する。</u></p> <p><u>(2) 廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するもの</u></p>

旧	新
	<p>であること。</p> <p>少子高齢化の進展とともに、人口の減少が顕在化してきており、市民が定住できる魅力あるまちづくりをより一層進める必要がある。また、市民ニーズが多様化する中で、地域活動や生涯学習に対する市民の意欲が高まってきている。そこで、地域住民の活動の場となる地域活動室や高齢者の交流施設として「いきいき教室」、図書室機能を備えた施設を整備し、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効活用することで、地域の自主的・自立的な取り組みによる地域の活力の再生をめざすものである。</p> <p>(3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。</p> <p>旧明德小学校が立地する地域は、都市整備公団により開発された集合団地（1,560戸）があり、建設から30年以上が経過した現在、住民の高齢化が進行している。</p> <p>地域福祉を推進するためには、地域コミュニティを担う高齢者の活動を促進するとともに、市民や民間団体、行政が、各々の特徴を活かして役割を分担し、お互いに連携・協働していく必要がある。同地区は市域の東端部に位置するため、近辺に主だった公共施設がなく、活動拠点や交流施設等の整備が必要である。</p> <p>そこで、地域住民の活動の場や高齢者の交流施設、図書室機能を備えた施設を</p>

旧	新
<p>(5 - 3) その他の事業</p> <p>(5 - 3 - 1) 支援措置を活用する事業</p> <p>・公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置 C0402</p> <p>旧池の里小学校の校舎等を活用し、市の歴史や自然について市民が学習し、次世代に引き継いでいくための埋蔵文化財資料館を中心とした市民の生涯学習の場等を整備する。</p> <p>埋蔵文化財資料館は、市において、教育研修センターにある分室を移転し、拡大充実を図ることにより、本施設を埋蔵文化財資料館とし、東部の施設を分室とするよう設置条例を改正し、文化財の拠点施設として整備を図る。</p> <p>現在、市内 6 小学校の余裕教室に分散収蔵している埋蔵文化財資料、民俗資料等を 1 か所にまとめ、一括保管することにより、年代別・遺跡別・エリア別・種</p>	<p><u>整備することにより、地域の自主的・自立的な取組みによる地域の活力の再生をめざすものである。</u></p> <p><u>そのためには、地域の核としての役割を担ってきた学校施設の活用が最適であり、また既存の校舎の一部を活用することが効果的ある。</u></p> <p>(4) <u>同一地方公共団体における無償による転用であること</u></p> <p><u>廃校校舎の一部は、市の施設である地域活動室、高齢者交流施設等へ転用する。</u></p> <p>(5 - 3) その他の事業</p> <p>(5 - 3 - 1) 支援措置を活用する事業</p> <p><u>公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除 C0401</u></p> <p><u>旧明德小学校の校舎の一部については、地域住民の活動の場となる地域活動室や高齢者の交流施設として「いきいき教室」、読書活動ができる図書室機能を備えた施設を整備する。このことにより、地域の自主的・自立的な取組みを促し、地域の活力の再生をめざすものである。</u></p> <p><u>新たに設置するこれらの施設については、本市が管理し、広く地域住民に対し活動の場として提供する。</u></p> <p><u>旧明德小学校については、平成 10 年に、文部科学省の補助金を受け、大規模改造事業及び地震補強事業を行っている。それらの補助金については、本計画</u></p>

旧	新																
<p>類別に明確に区分し、保管資料全体を見据えながら、計画的な整理作業を進める。</p> <p>見学者に対しては、縄文・弥生時代、古墳時代など時代別の系統的な展示や讃良川遺跡から発掘された木樋管の常設展示などを行うとともに、土器の復元作業の体験学習を企画するなど、ただ見学するだけではなく、自ら体験できる施設として活用を図る。</p> <p>また、小・中学校の授業の一環として活用するほか、関連事業として「歴史シンポジウム」を開催するなど文化財の拠点として積極的な情報発信を行い、施設利用の促進を図る。</p>	<p>において、「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化A0801」の支援措置を申請し、返還の免除を求めているものである。</p> <p>繰上償還を不要とする地方債の資金区分等（旧明德小学校）</p> <table border="1" data-bbox="810 616 1401 1265"> <tr> <td>借入対象施設名</td> <td>明德小学校 (義務教育施設整備事業)</td> </tr> <tr> <td>借入資金名</td> <td>銀行等引受資金</td> </tr> <tr> <td>借入先</td> <td>りそな銀行</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>181,800 千円</td> </tr> <tr> <td>借入年月日</td> <td>平成 11 年 5 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>償還方法等</td> <td>元利均等半年賦</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>平成 36 年 5 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>未償還残高（平成 18 年度末現在）</td> <td>121,806 千円</td> </tr> </table> <p>__公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置 C0402</p> <p>旧池の里小学校の校舎等を活用し、市の歴史や自然について市民が学習し、次世代に引き継いでいくための埋蔵文化財資料館を中心とした市民の生涯学習の場等を整備する。</p> <p>埋蔵文化財資料館は、市において、教育研修センターにある分室を移転し、拡大充実を図ることにより、本施設を埋蔵文化財資料館とし、東部の施設を分室とするよう設置条例を改正し、文化財の拠点施設として整備を図る。</p>	借入対象施設名	明德小学校 (義務教育施設整備事業)	借入資金名	銀行等引受資金	借入先	りそな銀行	借入金額	181,800 千円	借入年月日	平成 11 年 5 月 31 日	償還方法等	元利均等半年賦	償還期限	平成 36 年 5 月 31 日	未償還残高（平成 18 年度末現在）	121,806 千円
借入対象施設名	明德小学校 (義務教育施設整備事業)																
借入資金名	銀行等引受資金																
借入先	りそな銀行																
借入金額	181,800 千円																
借入年月日	平成 11 年 5 月 31 日																
償還方法等	元利均等半年賦																
償還期限	平成 36 年 5 月 31 日																
未償還残高（平成 18 年度末現在）	121,806 千円																

旧	新
	<p>現在、市内 6 小学校の余裕教室に分散収蔵している埋蔵文化財資料、民俗資料等を 1 か所にまとめ、一括保管することにより、年代別・遺跡別・エリア別・種類別に明確に区分し、保管資料全体を見据えながら、計画的な整理作業を進める。</p> <p>見学者に対しては、縄文・弥生時代、古墳時代など時代別の系統的な展示や讃良川遺跡から発掘された木樋管の常設展示などを行うとともに、土器の復元作業の体験学習を企画するなど、ただ見学するだけではなく、自ら体験できる施設として活用を図る。</p> <p>また、小・中学校の授業の一環として活用するほか、関連事業として「歴史シンポジウム」を開催するなど文化財の拠点として積極的な情報発信を行い、施設利用の促進を図る。</p>